

公立大学法人富山県立大学決算細則

平成 27 年 4 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この細則は、公立大学法人富山県立大会計規程（以下「会計規程」という。）に基づき、公立大学法人富山県立大学（以下「法人」という。）における決算の手續に関する基本的事項を定めることにより、決算における会計処理を迅速に行い、法人の予算の執行状況及び法人の財政状態並びに運営状況を明らかにすることを目的とする。

(適用範囲及び他の規定との関係)

第 2 条 法人の決算に関しては、法令又は諸規程に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(定義)

第 3 条 この細則において「決算」とは、日常の会計記録を一定期間ごとに整理し帳簿を締め切るとともに、予算の執行状況及び財政状態並びに運営状況を明らかにする書類を作成することをいう。

(勘定科目)

第 4 条 法人の決算は、別に定める勘定科目により区分し整理する。

(月次決算)

第 5 条 月次決算は、月初から月末までの 1 か月間を一定期間とし、その月末を基準として行うものとする。

(年度末決算)

第 6 条 年度末決算は、会計規程第 3 条に規定する事業年度開始日から終了日までの 1 年間を一定期間とし、その年度末を基準として行うものとする。

(決算整理等)

第 7 条 年度末決算に当たっては、次の事項について行うものとする。

- (1) 現金実査
- (2) 小口現金の精算
- (3) たな卸
- (4) 未収入金・未払金の計上
- (5) 主たる債権債務等の残高確認
- (6) 未決算勘定の整理
- (7) 減価償却の実施
- (8) 経過勘定の整理
- (9) 諸引当金の設定
- (10) 資産の評価
- (11) その他必要な決算整理

(総勘定元帳等の締切)

第8条 理事長は、前条の規定により決算整理等を行った後、総勘定元帳の各勘定科目の締切と各補助帳簿の締切を行い、決算整理後合計残高試算表に基づき、財務諸表の作成を行う。

(財務諸表等)

第9条 会計規程第18条第2項に規定する財務諸表等は、次のとおりとする。

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益計算書
- (3) 利益の処分又は損失の処理に関する書類
- (4) キャッシュ・フロー計算書
- (5) 行政サービス実施コスト計算書
- (6) 附属明細書
- (7) 事業報告書
- (8) 決算報告書

(決算書類の備置)

第10条 理事長は、第9条に規定する財務諸表等並びに会計規程第19条の監事の意見を記載した書面（以下「決算書類」という。）を、必要な部署に備えて置き、一般の閲覧に供しなければならない。

(決算書類の保管)

第11条 決算書類の整理保管は、事務局が行うものとする。

(その他)

第12条 この細則に定めるもののほか、この細則を実施するために必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。